

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正  
案

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中第十三条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第十五条の次に次の一条を加える。

(原子力災害の発生を防止するためのサイバーセキュリティの確保)

第十五条の二 国は、サイバーセキュリティに対する脅威により原子力災害(原子力災害対策特別措置法(平成十一年法律第百五十六号)第二条第一号に規定する原子力災害をいう。)が生ずることを防止するため、原子力事業所(同条第四号に規定する原子力事業所をいう。)における安全の確保に関する基準においてサイバーセキュリティの確保につき必要な定めをし、及びその遵守を確保することその他の必要な施策を講ずるものとする。

第一条のうち第二十五条の改正規定中「加える」を『加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、

同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える』に改め、同改正規定に次のように加える。

四 第十五条の二に規定する基準の策定等に関しサイバーセキュリティの確保の見地から原子力規制委員会に対し必要な助言、情報の提供その他の援助を行うこと。

第一条のうち第二十七条の改正規定中「第二十七条第三項中」の下に『「から第四号まで」を「、第三号若しくは第五号」に、』を加える。